

事業主
(法人・個人)
の皆さんへ

固定資産(償却資産)の

申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

平成30年1月1日(賦課期日)現在において償却資産を所有している方は、平成30年1月31日(水)までに申告してください。

【主な留意点】

① 法人税または所得税の申告において、減価償却が終了している資産については償却資産申告の対象となりません。
② 決算期ごとに取得した資産ではなく、あくまで平成30年1月1日現在所有している事業用資産が申告の対象となります。

③ 申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。個人事業主の方は、12桁の番号を記入のうえ、本人確認書類と併せて申告ください。

④ 電子申告(eLTAX)が利用

できます。詳しくはお問い合わせいただくかHPをご覧ください。

⑤ 町内で事業をされている方は、12月末に今年度の申告書を送付します。同封の「償却資産申告の手引き」をご覧ください。また、事業をされている方で申告書が届いていない方は、お問い合わせください。

【申告窓口】

- ・財務課課税第二係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

※電子申告(eLTAX)に関する問い合わせ先は一般社団法人地方税電子化協議会
☎0570-081459
HP: <http://www.eltax.jp/>

【問い合わせ先】

財務課課税第二係
☎0137-62-2114

【主な償却資産の例示】
※左記以外にも事業用のものがあれば申告が必要です。

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物	路面舗装(駐車場・構内)、フェンス、看板、門、石油タンク等
2 機械及び装置	加工機械、製造機械、冷凍装置、ブルドーザ、コンプレッサー等
3 船舶	漁船、作業船、ボート等
4 航空機	ヘリコプター、グライダー等
5 車両運搬機	構内運搬車、大型特殊自動車(最高速35km/h以上のトラクター等)で登録番号が0と9の車両も含む。 ※自動車税および軽自動車税の対象となるものは除く。
6 工具器具備品	作業工具、測定工具、机、椅子、自動販売機等

「eLTAX」をご利用ください

北海道では現在、「eLTAX」の普及拡大に努めております。

「eLTAX」とは、税金の申告や届け出をインターネットを利用して電子的に行うシステムです。窓口に出かけずにオフィスから簡単に申告や届け出ができるようになります。

北海道では法人道民税・事業税、地方法人特別税の申告や「法人設立・設置届出書」などの受付について利用できます。

また、市町村においては、法人市町村民税などの申請・届け出にも利用できます。

「eLTAX」のお申し込み手続きや詳しい情報については、次のホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>(一般社団法人地方税電子化協議会)

【問い合わせ先】

北海道渡島総合振興局課税課事業税間税係
☎0138-47-9441

不用品交換コーナー

12月15日時点

ゆずります これまでの成立件数 **78**件

- ・扇風機
- ・富士山彫金画(銅)
- ・ゴルフシューズ
- ・スケートシューズ4足

ゆずってください これまでの成立件数 **38**件

- ・羽毛布団
- ・パイプベッド
- ・1人用椅子

【申請方法】企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。

※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300